

シンガポール共和国における
ハーグ条約に関連する離婚及び親権等の取扱い
並びに
DVの被害者支援制度等に関する
調査報告書

本報告書は、当館からの委嘱に基づき、ラジャ・タン法律事務所が調査した平成24年10月現在の内容で、あくまでも参考として掲載しているものです。

在シンガポール日本国大使館

目次

第1	シンガポールにおける家族法・家庭内問題法令	1
1	シンガポールにおける離婚手続の概要及び運用実態	1
(1)	離婚手続の概要	1
(2)	親権・面会交流	2
(3)	養育費	2
(4)	財産分与	2
(5)	妻への生活費	2
2	シンガポールとハーグ条約	3
3	シンガポールでのハーグ条約に基づく手続	4
(1)	シンガポール中央当局による支援	4
(2)	生活の本拠となる住居地への子の返還命令	5
第2	シンガポール共和国の弁護士・法律相談等の活用	6
1	日本居住者による離婚手続の対応	6
2	シンガポール共和国の弁護士、法律相談等の活用	7
3	法律扶助制度	7
第3	DV 被害者に対する支援制度	8
1	裁判所の手続きを通じた家庭内暴力被害者の支援	8
2	裁判手続以外の被害者支援制度	10
別紙1	国際的な子の奪取（締結国）に関する命令 2011 別紙記載の国の一覧	11
別紙2	NPO、ケースワーカー、ソーシャルサービス・エージェンシーの一覧	12
別紙3	日本語対応が可能なカウンセリング機関	20

第1 シンガポールにおける家族法・家庭内問題法令

1 シンガポールにおける離婚手続の概要及び運用実態

(1) 離婚手続の概要

シンガポール法においては、日本の場合と異なり、当事者間の協議による離婚は認められていない。婚姻関係は、一方当事者が死亡した場合を除き、裁判所による離婚判決若しくは婚姻無効の判決によってのみ解消することができる。

シンガポールの裁判所に事件の管轄が認められるためには、当事者がシンガポールに十分な関連性を有することが必要であり、少なくとも一方当事者がシンガポールを本籍としているか、三年間シンガポールに居住していることが必要である。

離婚の裁判においては、原告は、まず婚姻関係が回復できない程度に破綻していることを裁判所により認定されよう請求し、その後、付随する事項について、裁判所に判断を求めることとなる。

この「婚姻関係が回復できない程度に破綻していること」が認められるためには、原告は以下の要件のひとつを立証する必要がある。

- 被告の不貞2年間、原告を遺棄
- 3年間の別居（被告が離婚に同意している場合）
- 4年間の別居（被告が離婚に同意していない場合）
- 合理的に判断して一緒に暮らせない程の被告の行為

また、付随する事項としては、以下のものが挙げられる。

- 子の保護についての調整が行われるかどうか
- 子の養育費が払われるべきかどうか
- 夫婦の婚姻期間中の財産及び負債の分割方法
- 妻に生活費を支給すべきか
- 弁護士費用の分担方法

裁判所は、付随する事項を解決する権限が与えられており、当事者間の話合いで合意に至らない場合には、最終的には裁判所での審理を経た後、親権や面会交流、養育費等について裁判所が判断し、命令が出されることとなる。以下では、実務上多く見受けられる裁判所の判断の例を挙げながら、説明する。

(2) 親権・面会交流

親権（Custody right）は、子のための重要な決定をすることができる親の権利であり、例えば子の宗教、学校選択や子の入院治療に関する決定権がこれに含まれる。日本においては離婚に際していずれか一方の親のみが親権者となるが、シンガポールにおいては、特別の理由がない限り、裁判所は、両親に対して子の共同親権（Joint custody）を認めるのが通常である。

また、離婚の結果、子は一方の親と生活することとなるが、その親には、子の日常生活の事項や調整についての保護と管理を行う権限が与えられる。裁判所は、両親の意向も含め、複数の考慮要素を検討するが、子の利益を最優先の考慮要素と捉えている。

子の保護及び管理を行う権限を与えられていない親に対しては、多くの場合、子に親子の関係を維持できるよう、子との面会交流が認められる。

(3) 養育費

裁判所は、子の養育費に関しても命令を行う。子の食事、衣服、教育及び住居のため必要な費用を提供することは両親の法律上の義務である。子の養育費の負担義務は、子が精神又は肉体に障害を持っている場合や、特別の状況により 21 歳となった以降も養育費の提供が必要となる場合を除き、子が 21 歳になるときまで継続するが多い。

(4) 財産分与

裁判所は、さらに、婚姻期間中に形成された財産の分割又は売却や売却代金についても、公正かつ公平と思量する割合により、その分与を命令をすることができる。婚姻財産とは、婚姻中に一方当事者により取得された財産、両当事者（又は子）により婚姻中に日常的に使用され享受していた財産、又は、一方当事者により婚姻中に大幅に改良された財産である。裁判所は、子にとっての必要性や、資産の取得又は維持に対する各当事者の金銭的な貢献、家族への貢献についての各当事者の寄与度等、諸々の要素を考慮する。

(5) 妻への生活費

裁判所は、妻の生活費についても、当事者間に金銭上の不均衡を是正する必要がある場合には、命令をすることができる。

2 シンガポールとハーグ条約

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）（以下「ハーグ条約」という）は、条約に加盟しているいずれかの国へ不当に連れて来られ保持されている子の迅速な返還を確保することを目的とした国際条約であり、ある締結国における親権と面接交渉権が他の締結国においても尊重されることを確保するためのものである。

シンガポールは 2010 年 12 月に、申請書の翻訳の要件に関する 24 条及び申請の費用に関する 26 条を留保して、ハーグ条約に加盟した。その後、シンガポールでは、2011 年 3 月に、ハーグ条約は「国際的な子の奪取に関する法律（International Child Abduction Act）」に従って法律としての効力が付与された。ハーグ条約は以下の場合に適用される。

- シンガポールと、「国際的な子の奪取（締結国）に関する命令 2011（International Child Abduction (Contracting States) Order 2011）」の別紙に列挙されている国（別紙 1）との間での事件であること（なお、日本は本稿の作成日において、ハーグ条約の締結国ではない）。
- シンガポールと締結国との間でハーグ条約の効力が生じた日以降に発生した面接交流権の違反又は不当な子の奪取又は保持に関連するものであること。
- 16 歳未満で、かつ親権又は面接交渉権の違反直前の時点で締結国に生活の本拠がある子に対するものであること。

子が親の意思に反してシンガポールから他の締結国へ連れ去られた場合には、子を奪取された親は中央当局（Central Authority）に支援を求めることができる。中央当局は、子の迅速な返還の確保するため、ハーグ条約及び国際的な子の奪取に関する法律により権限を付与されている。シンガポールにおける中央当局に認められた行為は以下のとおりである。

- 不当に連れ去られ保持されている子の所在を見つけること
- 子や関連当事者に対する被害の拡大防止のための暫定的な手段をとること
- ハーグ条約に基づく申請に関して自国の法律についての一般的な情報を提供すること
- 子の返還を進めるための司法又は行政手続の開始又は促進
- 面接交流権を行使できるようにするための調整
- 法律扶助及び助言の提供及びその促進
- 他の中央当局にハーグ条約の実施に関して情報提供を継続すること

シンガポールでは、社会・家庭振興省（Ministry of Social and Family Development）が中央当局に指定されており、連絡先は以下のとおりである。

The Singapore Central Authority

Rehabilitation, Protection and Residential Services Headquarters, Programme Branch

Ministry of Social and Family Development

512 Thomson Road #08-00

MSF Building

Singapore 298136

Tel: 6354 7645 / 6354 7646

Fax: 6354 1514

Email : Singapore_CA@msf.gov.sg

3 シンガポールでのハーグ条約に基づく手続

(1) シンガポール中央当局による支援

シンガポール中央当局による支援が行われる場合としては、不当な奪取又は保持の場合と、面接交流権の侵害の場合が挙げられる。

① 不当な奪取又は保持

締結国の法律に基づき奪取された親の親権（監護権）に違反して子がシンガポールに連れ去られてた場合には、シンガポール中央当局は子の任意の返還又は友好的な紛争の解決の促進を支援することができる。また、中央当局は、子が生活の本拠となる居住国への帰国に際して、子に帯同する適切な後見人を手配することができる。

シンガポール法に基づき奪取された親の親権（監護権）に違反して子がシンガポールから連れ去られてた場合には、シンガポール中央当局は、当該奪取された親の申請に基づき、締結国の中央当局に対して主張を送付することができる。

上記いずれの場合においても、中央当局は、シンガポール法又は締結国の法律に基づき親権が認められる者からの、又は、中央当局において事件に十分な利害関係を有すると認められる一切の者からの申請を受理することができる。申請は、国際的な子の奪取に関する法律（**International Child Abduction Act**）8条に記載の事項の一覧を含む必要があり、かつ、英語で作成するか英語の翻訳を付さなければならない。ハーグ条約における要件の一つでも欠く場合には、中央当局は申請を受理する必要はない。

② 面接交流権の侵害

子がシンガポールにおり、かつ、ハーグ条約の意味において締結国の法律に基づく面会交流権が侵害されている旨の主張がある場合には、その主張する者は、中央当局に紛争の友好的な解決の促進への支援を申請することもできる。

子が締結国におり、かつ、シンガポール法に基づく面会交流権が侵害されている旨の主張がある場合には、その主張をする者は中央当局に自らの主張を締結国の中央当局に送付するよう申請することもできる。

この場合も、申請は英語で行うか英語の翻訳を付す必要がある。ハーグ条約における要件の一つでも欠く場合には、中央当局は申請を受理する必要はない。

(2) 生活の本拠となる住居地への子の返還命令

紛争の友好的な解決が図られない場合には、奪取された親は高等法廷（High Court）に対して子の締結国への返還命令又は子の不当な奪取の宣言を求めて申立てを行うことが考えられる。これらの申立ては、移送命令（Transfer Order）に従い地区法廷（District Court）において審理及び決定される。

① 締結国への返還命令

締結国の法律における親権（監護権）に違反して子がシンガポールに連れて来られた場合には、裁判所は子を締結国に返還するよう命令することができる。締結国の法律に基づき親権が認められる親か、事件について十分な利害関係を有すると裁判所が認める者が申請を行うことができる。シンガポール中央当局が職権により手続を開始し又は促進することができ、また、奪取された親が自ら請求して申請を行うこともできる。

ハーグ条約 12 条においては、以下の場合に裁判所は子の返還を命令することができる。

- 手続の開始日において不当な連れ去りから 1 年以上経過していないこと
- 手続の開始日において不当な連れ去りから 1 年以上経過している場合であっても、新しい環境に適応していない場合

以上の場合であっても、次の場合には裁判所は返還命令をすることはできない。

- 連れ去りの時点において親権者が監護権を行使していなかったか、子の連れ去りに同意又は黙認していた場合

- 子の返還が子の肉体的又は精神的に悪影響を及ぼす場合
- 子が返還を拒み、かつ、子が十分な成熟度又は年齢に達している場合
- 請求のあった締結国の人権及び基本的な自由の保障に関する基本原理により許されない場合

並行して、裁判所は、子がシンガポールから連れ去ることを禁止する仮処分など、子の福祉の確保又は申請の決定に関連する環境の変更を妨げるための命令又は指示を出すことができる。裁判所が申請について判断するまでの間、他国の裁判所は監護、保護及び管理・面会に関して何らの判断もしないものとされている。

② 子の他国への連れ去りが監護権に違反する旨の宣言

シンガポール法の下で親の監護権に違反して子が連れ去られた場合には、締結国の司法又は行政当局は、子の返還命令に先立ち、連れ去り又は保持がハーグ条約第 3 条の意味において不当である旨の決定を申請者が子の生活の本拠がある締結国の当局から得られるべきであることを要求をすることができる。

第2 シンガポール共和国の弁護士・法律相談等の活用

1 日本居住者による離婚手続の対応

日本に居住する者がシンガポールの裁判所における離婚請求事件の訴え提起を受け、適法に送達された場合には、被告は次のいずれかの対応を取ることが考えられる。

- シンガポール裁判所の管轄を認め、シンガポールで手続を行うこと
- シンガポール裁判所の管轄権の行使を争い、日本の裁判所における手続を進めるためシンガポールでの手続の中断の申請を行うこと

被告が日本に居住する場合も、当然日本にいたるままシンガポールの法的アドバイスを求めることができる。シンガポールの裁判所による離婚命令が被告に受入れ可能であれば、被告はシンガポールにおいて応訴状（Memorandum of Appearance）を提出することにより、シンガポール裁判所の管轄を認めることができる。この応訴状は 21 日以内に作成される必要があり、連絡の取れるシンガポール内の住所地を記載する必要がある。被告は、シンガポールで反論する機会が与えられる。

これに対して、被告が管轄について争う場合には、シンガポールの弁護士に依頼して、シンガポールの裁判所にシンガポールでの手続を棄却又は中断する旨の命令を求める申し出を提出する必要がある。原告は必須となる 3 年のシンガポール国内での居住という要件の立証できない場合、又は、シンガポール国外に生活の本拠が認められた場合には、裁判所は事件を棄却することとなる。

しかしながら、生活の本拠についての要件を満たし、シンガポールが手続を行うのに適していると裁判所が認める場合には、被告は、日本の裁判所において手続を進めるためシンガポールでの手続を中断するべき特別の理由を立証する必要がある。例えば、被告は日本を事件の審理を行うのにより適している事由があり、すでに日本において既に事件が開始していることを主張することが考えられる。

2 シンガポール共和国の弁護士、法律相談等の活用

日本における居住者の場合も、シンガポールに居住している場合も、シンガポール法資格の弁護士に事件を委任することができる。まず、依頼しようとする弁護士から、依頼者に関して、シンガポール法上要求されているデューデリジェンスを受け、また、マネーロンダリング違反がないことの確認を受ける。また、弁護士の側に利益相反の問題がないことの確認も行われる。その上で、多くの場合、弁護士から、法定で依頼者を代理する権限について確認する委任状（Warrant to Act）を求められる。

3 法律扶助制度

被告が離婚手続において弁護士に委任する経済的な余裕のない場合には、法律扶助局から支援を受けることが可能であるが、シンガポール国民かシンガポール永住権者であることが要求されているため、そのいずれにも該当しない場合には、法律扶助局の支援を受けることができない。

ハーグ条約については、シンガポール国民やシンガポール居住者でなくとも、以下のいずれかに該当する者の申請に際しては、法律扶助局（Legal Aid Bureau）の局長又は法律扶助及び助言に関する法律（Legal Aid and Advice Act）4条に基づき設置された委員会の委員である弁護士から、ハーグ条約に関して口頭での助言を受け、又は申請の準備の支援を受けることができる。

- シンガポール国民又はシンガポールに居住の本拠を有する者
- 締結国の国民又は締結国に居住の本拠を有する者

さらに、子の返還命令の申立人及び不当な子の奪取又は保持についての裁判所による宣言を求める申立人で上記のいずれかに該当する者は、法律扶助を受ける資格がある。

つまり、ハーグ条約に基づく法律扶助の申請においては、シンガポール国民であるかシンガポール永住権者であるという要件は設けられていない。しかしながら、すべての申請は事件そのものが意味があること、かつ、申請人が金銭的に困窮していることが条件となり、その審査（Means and Merits Tests）を受けることが必要とされている。

法律扶助局の連絡先は以下のとおりである。

The Legal Aid Bureau

45 Maxwell Road, #08-12,

The URA Centre East Wing, Singapore 069118

Telephone: 1800-3251424 (toll-free)

Fax: 6325-1402

Email: lab_enquiry@lab.gov.sg

ハーグ条約 26 条は、中央当局が自らの費用又は支援の負担をするものとし、手続費用（弁護士費用や申立費用）について申請者に支払いを要求しないこととされている。しかしながら、シンガポールは、ハーグ条約 26 条に定める費用については法律扶助による場合を除き、シンガポールの政府、中央当局又は公共機関が負担をしない旨の留保をしている。

第3 DV 被害者に対する支援制度

1 裁判所の手続きを通じた家庭内暴力被害者の支援

シンガポールにおいても家庭内暴力の相談が数多くあり、それは配偶者の虐待のみではなく、兄弟、親や法律上の親族、前配偶者、養子といった他の家族構成員に対しても生じるものである。そのため、シンガポールにおいて、1997 年に家庭内暴力の意義が拡張され、以下のいずれかに該当する場合には家庭内暴力とされる。

- 意図的にまた知りながら家族を傷つけられると脅し、又は脅そうとすること
- 傷つけること
- 家族の意思に反する不当な監禁又は拘束
- 苦痛を生じさせる継続的な嫌がらせ

家庭内暴力の被害者が取りうる手段としては、まず、個人保護命令（**Personal Protection Order**）の申立てを行うことが考えられる。個人保護命令は、ある人物（被申立人）に対して、家族に対して家庭内暴力を振るうこと、又は他人を通じて家族に対する家庭内暴力を行うよう働きかけたり支援することを制止する命令である。裁判所は蓋然性の程度の判断で、家庭内暴力が実際に行われているか行われることが見込まれ、かつ家族の保護が必要と認められる場合には、個人保護命令を命ずることができる。

家庭内暴力の被害者は、家庭裁判所カウンセリング・心理サービス部門（**Counselling and Psychological Services section of the Family Court**）での裁判官の申立て（**Magistrate's Complaint**）を通じて個人保護命令を申し立てることができる。あるいは、被害者が宣誓

のため自ら家庭裁判所の裁判官のもとに行く事ができない場合には、次のいずれかの場所でビデオリンク設備を通して宣誓を行うことができる。

(a) Centre for Promoting Alternatives to Violence (PAVe)

Blk 211 Ang Mo Kio Avenue 3

#01-1446

Singapore 560211

Telephone: 6555 0390

(b) TRANSCentre

Blk 411 Bedok North Avenue 2

#01-106

Singapore 460411

Telephone: 6449 0762

(c) Syariah Court of Singapore

Family Link @ Lengkok Bahru

8 Lengkok Bahru #03-01

Singapore 159052

Telephone: 6354 8371

(d) Project START Care Corner FSC (Queenstown)

Blk 88 Tanglin Halt Road

#05-01

Singapore 141088

Tel: 6476 1481

裁判官が申立ての内容のとおり家庭内暴力の疎明があったと認める場合には、審理の期日及び召喚状の発行のため事件を確定する命令をする。召喚状は被告の住居又は職場に送達される。被告は裁判所から弁護士が被告のため出席することを認める許可がない限り、審理に出席しなければならない。被告が出席しなかった場合には、逮捕状を発行し、被告欠席のまま手続を進めることができる。被告が出席した場合には、申立てが読み上げられ被告に説明され、申立てについての認否をする。

裁判所が召喚状の送達よりも前に緊急の保護が必要と認める場合には、暫定的な保護のため、緊急命令 (Expedited Order) をすることが出来る。この緊急命令は被告に送達され

ると効力が生じる、個人保護命令のための申立ての審理まで、又は、命令の日から 28 日間、効力が維持される。

被害者が同居している住居又はその住居に特定の一部を、被告をそこから排除することにより独占的に使用する権利が必要と認める場合には、裁判所は、被害者の保護及び安全のため、家庭内排除命令（Domestic Exclusion Order）を発することができる。

被告が緊急命令、個人保護命令又は家庭内排除命令に従わない場合には、被害者は直ちに事件を警察に報告するべきである。警察は事件を調査するかどうか、また、被告を命令違反により起訴するかを決定する。命令違反は犯罪のため、下級裁判所での刑事事件として取り扱われることとなる。

2 裁判手続以外の被害者支援制度

まず、警察が家庭内暴力の被害者の通常は第一の連絡窓口となる。警察の報告は、個人保護命令の申請において有効な資料となり得る。警察は病院での検査及び処置のための紹介状を提供することもできる。警察の報告書及び病院での診療及び処置は、家庭内暴力の証拠となり得る。

また、地域の家庭サービスセンター（Family Service Centre）のようなソーシャルサービスエージェンシーも、重要な支援機関であり、カウンセリングやケースワーカーの介入、経済的支援や暴力被害を受けた家族のための支援団体を提供している。家庭内暴力の被害を受けている場合には、速やかに添付のヘルプラインのいずれかに電話するか、最寄りの家庭サービスセンターに行き、支援を求める必要がある。ソーシャルワーカーはどのように家庭内暴力から自分又は家族を守るかについて助言を与え、具体的な対応についての支援を提供してくれることが期待できる。また、家庭内暴力を加えている者に対しても暴力を止めるための支援もしている。シンガポールにおいて利用可能な NPO 及びケースワーカーの一覧は別紙 2 のとおりである。また、日本語での対応が可能なカウンセリングサービスを提供している機関は別紙 3 のとおりである。

家庭内暴力のため住居を離れる必要があり、行く場所がない場合には、緊急シェルターの活用も考えられる。緊急シェルターの連絡先は、家庭サービスセンター又は警察署に問い合わせ、紹介を受けることができる。

以 上

別紙1 国際的な子の奪取（締結国）に関する命令 2011 別紙記載の国の一覧

No	国名
1	ウルグアイ
2	バハマ
3	ドイツ
4	ニュージーランド
5	香港
6	マカオ
7	ギリシャ
8	アルゼンチン
9	チェコ
10	ラトビア
11	セルビア
12	スウェーデン
13	イスラエル
14	ベルギー
15	エストニア
16	スロバキア
17	フランス
18	スペイン
19	スイス
20	ウクライナ
21	米国
22	マルタ

別紙2 NPO、ケースワーカー、ソーシャルサービス・エージェンシーの一覧

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
1.	National Council of Social Service	6210 2500	Ulu Pandan Community Building 170 Ghim Moh Road #01-02 Singapore 279621	ncss_webmaster@ncss.gov.sg	www.ncss.org.sg	Leads and coordinates the social service sector in Singapore.	シンガポールのソーシャルサービス部門を先導し、調整を行う。
2.	All in the Family Counselling	9030 7239	20 Malacca Street Level 9 Malacca Centre Raffles Place MRT Singapore 048979	tammy@allinthefamilycounselling.com	allinthefamilycounselling.com	Provide counseling services for individuals, children, adolescents, families and support groups in a confidential and safe setting.	個人、子ども、若者、家族のためのカウンセリングサービスを提供し、秘密かつ安全な状況で集団の支援を行う。
3.	Care Corner	6250 6813	8 New Industrial Road #06-03 LHK3 Building Singapore 536200	ccs@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対するカウンセリングサービスを提供する。
4.	Association of Women for Action and Research	6779 7137	AWARE Centre Block 5 Dover Crescent #01-22 Singapore 130005	aware@aware.org.sg	www.aware.org.sg	Provides crisis counselling, assistance in dealing with the authorities, and legal advice to women in need.	危機カウンセリング、当局を相手とする場合の支援と、困っている女性への法的助言を提供を行う。
5.	Rehabilitation, Protection and Residential Services Headquarters, Programme Branch (MSF)	6354 7645	512 Thomson Road #08-00 MSF Building Singapore 298136	Singapore_CA@msf.gov.sg	app.msf.gov.sg/	Collaborates with other social service agencies to provide rehabilitative and recovery programmes for victims of family violence.	他のソーシャルサービス・エージェンシーと協同して家庭内暴力の被害者のためのリハビリ・回復プログラムを提供する。
6.	The Center for Psychology, Singapore	6733 2893	491B River Valley Road #04-01, Valley Point Singapore 248373	contact@center4psy.com	www.center4psy.com	Provides quality, psychological consultations and counseling. Fees apply.	質の高い心理相談とカウンセリングを提供する。有料。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
7.	Touch Community Services	6377 0122	3615 Jalan Bukit Merah 3rd Floor TOUCH Community Theatre Singapore 159461	tcs@touch.org.sg	www.touch.org.sg	Provides counseling services to individuals from all religions and races, including children, youths, families, elderly and those with special needs and healthcare needs. Fees apply.	子ども、若者、家族、お年寄り及び特別なニーズやヘルスケアのニーズがある人々を含む、あらゆる宗教及び人種の人々にカウンセリングサービスを提供する。有料。
8.	Family Life Society	6488 0278	2 Highland Road LG-01 Singapore 549102	http://www.familylife.sg/contact-us	www.familylife.sg	Offers professional services and support to those in need from all walks of life, irrespective of race, religion and background.	人種、宗教や経歴を問わず、サポートを必要とするすべての社会的階級の人々に専門のサービスとサポートを提供する。
9.	Samaritans of Singapore	1800-221 4444	Block 10 Cantonment Close #01-01 (HDB Multi-storey carpark) Singapore 080010	pat@samaritans.org.sg	www.samaritans.org.sg	Provides professional counselling sessions for those who prefer to meet up to talk about their problems.	自己の問題について面会して話をするのを希望する人々のために専門のカウンセリングセッションを提供する。
10.	Covenant Family Service Centre	6282 8558	613 Hougang Avenue 8 #01-432 Singapore 530613	admin@covenant.mws.org.sg	www.covenantfsc.mws.org.sg	Counselling to assist families and individuals with their problems or to resolve interpersonal tensions and conflicts or to improve communication.	家族と個人が問題をより効果的に対処し、また、対人緊張及び対人関係の対立を解決することを支援するための、また、コミュニケーションを改善するためのカウンセリングを行う。
11.	Counseling & Care Centre	6536 6366	Blk 536 Upper Cross Street #05-241 Hong Lim Complex Singapore 050536	info@counsel.org.sg	www.counsel.org.sg	Provides counselling for domestic violence. Subsidised fees apply but none in difficult financial circumstances will be turned away.	家庭内暴力についてのカウンセリングを提供する。補助金拠出後の費用の適用があるが、経済的に苦しい者が断られることはない。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
12.	Promoting Alternatives to Violence	6555 0390	Blk 211 Ang Mo Kio Ave 3 #01-1446 Singapore 560211	admin@pave.org.sg	www.pavecentre.org.sg	The specialized service, focuses support to the whole family, therefore including victims, perpetrators and witnesses of family violence.	家庭全体（家庭内暴力の被害者、加害者と目撃者）へのサポートに焦点を当てた専門化したサービス。
13.	Eagles Mediation & Counseling Centre (Singapore)	6788 8220	177 River Valley Road #05-19 Liang Court Singapore 179030	reachus@emcc.org.sg	www.emcc.org.sg	Scope of counseling includes marital problems and anger issues.	カウンセリングの対象に夫婦間の問題やアンガーイシューを含む。
14.	Focus on the Family	6336 1444	9 Bishan Place #08-03 Junction 8 Office Tower Singapore 579837	focus@family.org.sg	www.family.org.sg	Provides counseling in marital conflict, abuse and family relationships.	夫婦間の対立、虐待及び家族関係についてのカウンセリングを提供する。
15.	Singapore Buddhist Welfare Services	6489 8161	105 Punggol Road Singapore 546636	sbws@sbws.org.sg	www.sbws.org.sg	Provides counselling sessions, talks and workshops are conducted on emotional, marital, family and children behavioural issues.	カウンセリングセッションを提供し、精神上、夫婦間、家庭内、子どもの行動の問題についての講義とワークショップを運営する。
16.	Reach Community Services	6252 2566	355 Tanglin Road , Singapore 247960	contact@reachfsc.com	www.reach.org.sg	Provides assistance to individuals and families who need help with marital issues and family violence problems.	夫婦間の問題や家庭内暴力の問題に助けを必要としている個人や家族に支援を提供する。
17.	HOPE worldwide (Singapore)	6312 9671	1 Edgefield Walk Singapore 828850	enquiries@hopewwsea.org	www.hopewwsea.org	Provides enrichment and counselling services in marriage issues.	婚姻問題についての強化とカウンセリングサービスを提供する
18.	Kampong Kapor Family Service Centre (FSC)	6293 6136	Blk 2 Kitchener Road #03-89 Singapore 200002	admin@kampongkapor.mws.org.sg	www.kampongglam.org.sg	A neighbourhood social service agency for families and a focal point for family resources.	家庭のための近隣のソーシャルサービス・エージェンシーであり、家族リソースの中心となる部分である。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
19.	Singapore Anglican Community Services	6586 1069	10 Simei Street 3, Singapore 529897	admin@sacs.org.sg	www.sacs.org.sg	Provides refuge and counseling for families in crises, battered wives, single parents and their children.	危機に陥っている家庭、虐待を受けている妻、独親とその子のために、避難所とカウンセリングを提供する。
20.	Family Service Centre, Asian Women's Welfare Association	6511 5200	No 9 Lorong Napiri, Singapore 547531	awwahq@awwa.org.sg	www.awwa.org.sg	Provides casework, referral, and counseling services in relation to family problems, which include marital discord and family violence.	夫婦間の不和や家庭内暴力を含む家族問題に関してケースワーク、紹介とカウンセリングを提供する。
21.	Ang Mo Kio Family Service Centres, The (Ang Mo Kio)	6453 5349	Blk 230 Ang Mo Kio Ave 3, #01-1264, Singapore 560230	Amkfsc230@amkfsc.org.sg	-	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
22.	Ang Mo Kio Family Service Centres, The (Cheng San)	6454 6678	Blk 445 Ang Mo Kio Ave 10, #01-1647, Singapore 560445	amkcsfsc@starhub.net.sg	www.amkfsc.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
23.	Ang Mo Kio Family Service Centres, The (Sengkang)	6312 8100	223D Compassvale Walk, #01-673, Singapore 544223	sengkang@amkfsc.org.sg	www.amkfsc.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
24.	Bukit Ho Swee Family Service Centre	6274 2646	Blk 5 Delta Avenue, #01-09, Singapore 160005	Mail@beyond.org.sg	www.beyond.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
25.	Care Corner Family Service (Admiralty)	6365 8751	Blk 718 Woodlands Ave 6, #01-658, Singapore 730718	Am.fsc@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
26.	Care Corner Family Service (Queenstown)	6476 1481	Blk 88, Tanglin Halt Road, #05-01, Singapore 141088	gt.fsc@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
27.	Care Corner Family Service Centre (Toa Payoh)	6356 8751	Blk 158 Lor 1 Toa Payoh, #01-1522, Singapore 310158	tp.fsc@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対してカウンセリングサービスを提供する。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
28.	Care Corner Family Service Centre (Woodlands)	6362 2481	Blk 345 Woodlands St 32, #01-198, Singapore 760855	wl@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
29.	Care Corner Family Service Centre (Tampines)	8438 1153	Blk 299B Tampines Street 22	tm.fsc@carecorner.org.sg	www.carecorner.org.sg	Provide counseling services on marital abuse and relationship issues.	夫婦間の虐待と夫婦関係の問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
30.	Daybreak Family Service Centre	6756 4995	Blk 855 Yishun Ring Road, #01-3539, Singapore 760855	admin@daybreak.mws.org.sg	www.mws.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
31.	Fei Yue Family Service Centre (Bt Batok)	6569 0381	Blk 185 Bt Batok West Ave 6, #01-187, Singapore 650185	admin@fyics.org	www.fyics.org	Provides counseling services for families and individuals.	家庭と個人にカウンセリングサービスを提供する。
32.	Fei Yue Family Service Centre (Choa Chu Kang)	6762 5215	Blk 280 Choa Chu Kang Ave 3, #01-360, Singapore 680280	admin@fyics.org	www.fyics.org	Provides counseling services for families and individuals.	家庭と個人にカウンセリングサービスを提供する。
33.	Fei Yue Family Service Centre (Yew Tee)	6416 2162	Blk 604 Choa Chu Kang St 62, #01-53, Singapore 680604	admin@fyics.org	www.fyics.org	Provides counseling services for families and individuals.	家庭と個人にカウンセリングサービスを提供する。
34.	Hougang Sheng Hong Family Service Centre	6289 5022	Blk 237 Hougang Street 21, #01-406, Singapore 530237	fsc@shenghong.org.sg	-	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
36.	Lakeside Family Centre (Jurong East)	6564 9722	Blk 302 Jurong East St 32, #01-22, Singapore 600302	lfcje@starhub.net.sg	www.lakeside.org.sg	Provides counseling services on family issues, including family violence.	家庭内暴力を含む家族問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
37.	Lakeside Family Centre (Jurong West)	6567 1908	Blk 516 Jurong West St 52, #01-73, Singapore 640516	lfcjw@starhub.net.sg	www.lakeside.org.sg	Provides counseling services on family issues, including family violence.	家庭内暴力を含む家族問題に対してカウンセリングサービスを提供する。
38.	MacPherson Moral Family Service Centre	6741 4255	Blk 91 Paya Lebar Way, #01-3023, Singapore 370091	mmfsc@thkms.org.sg	www.thkmc.org.sg/thk-family-service-centre-macpherson	Provides help in social, emotional and family support.	社会的支援、精神的支援、家庭の支援について協力する。
39.	Moral Family Service Centre (Bedok North)	6449 1440	Blk 534 Bedok North St. 3, #01-814, Singapore 460534	mfcnb@thkms.org.sg	www.thkmc.org.sg/thk-family-service-centre-bedok-north	Provides help in social, emotional and family support.	社会的支援、精神的支援、家庭の支援について協力する。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
40.	Moral Family Service Centre (Bt Panjang)	6767 1740	Blk 139 Petir Road, #01-448, Singapore 670139	mfscbp@thkms.org.sg	www.thkmc.org.sg/thk-family-service-centre-bukit-panjang	Provides help in social, emotional and family support.	社会的支援、精神的支援、家庭の支援について協力する。
41.	Pasir Ris Family Service Centre	6581 2159	Blk 256 Pasir Ris St 21, #01-289, Singapore 510256	prfsc@pacific.net.sg	www.goodnews.org.sg	Provides case management and counselling for individuals and families with challenges such as marital and interpersonal conflicts, and family violence.	夫婦間・個人間の対立や家庭内暴力といった問題を抱える個人と家庭のためケースマネジメントとカウンセリングを提供する。
42.	PPIS-Jurong Family Service Centre	6561 3462	Blk 301 Bukit Batok St 31, #01-01, Singapore 650301	jurongfsc@ppis.sg	-	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
43.	REACH Family Service Centre	6252 2566	Blk 187 Bishan St 13, #01-475, Singapore 570187	contact@reachfsc.com	www.reachfsc.com	Provides social work and counselling service to individuals or families who are experiencing difficulties in their marriage and family lives.	婚姻・家族生活において困難に陥っている個人・家庭に対して社会事業及びカウンセリングサービスを提供する。
44.	Rotary Family Service Centre	6779 9477	Blk 346 Clementi Ave 5, #01-10, Singapore 120346	rfs@rotaryfoundationsing.org	www.rotaryfoundationsing.org	Provides casework and counseling on marital issues and family violence.	婚姻問題・家庭内暴力に対してケースワーク及びカウンセリングを提供する。
45.	SBL Vision Family Service Centre, The	6544 2263	Blk 946 Tampines Ave 4, #01-338, Singapore 520946	sbl@sblvisionfsc.org.sg	www.sblvisionfsc.org.sg	Provides counselling services to individuals or families experiencing difficulties in Marital issues and Family Violence.	婚姻問題・家庭内暴力で困難に陥っている個人・家庭に対してカウンセリングサービスを提供する。
46.	Sembawang Family Service Centre	6754 7050	Blk 326 Sembawang Crescent, #01-52, Singapore 750326	admin@sfsc.mws.org.sg	www.mws.org.sg	Provides services like case management, counselling, and information and referral.	ケースマネジメント、カウンセリング等のサービスの提供と情報提供・紹介を行う。
47.	Serangoon Moral Family Service Centre	6284 7123	Blk 238 Serangoon Ave 2, #01-47, Singapore 550238	smfsc@singnet.com.sg	www.chkmps.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
49.	Singapore Children's Society Family Service Centre (Yishun)	6753 7331	Blk 107 Yishun Ring Road, #01-233, Singapore 760107	info@childsociet y.org.sg	www.childrensociety.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
50.	Tampines Family Service Centre	6787 2001	Blk 470 Tampines St 44, #01-194, Singapore 520470	admin@tampines.mws.org.sg	www.tampinesfsc.mws.org.sg	Provides counseling services on marital issues and family violence.	夫婦間の問題と家庭内暴力についてカウンセリングサービスを提供する。
51.	Tanjong Pagar Family Service Centre	6270 6711	Blk 18 Jalan Membina, #04-01, Singapore 164018	tpfsc@thkms.org.sg	www.thkmc.org.sg/thk-family-service-centre-tanjong-pagar	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
52.	TRANS Family Service Centre (Bedok)	6449 0762	Blk 411 Bedok North Ave 2, #01-106, Singapore 460411	transbd@trans.org.sg	www.transfamilyservices.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
53.	TRANS Family Service Centre (Bukit Timah)	6466 2287	Blk 1 Toh Yi Drive, #01-143, Singapore 591501	transbt@trans.org.sg	www.transfamilyservices.org.sg	Provides counseling services to families.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。
54.	Whispering Hearts Family Service Centre	6795 1008	Blk 646 Jurong West St 61, #01-142, Singapore 640646	whfsc@viriy a.org.sg	www.viriy a.org.sg	Provides counseling services on marital and family relationships.	婚姻及び家族関係についてのカウンセリングサービスを提供する。
55.	Raffles Japanese Clinic	6311 1190	Raffles Hospital, 585 North Bridge Road	j-clinic@rafflesmedical.com	www.rafflesj-clinic.com	Provides counseling services to families. Has Japanese language capability. Fees apply.	家庭にカウンセリングサービスを提供する。日本語対応可・有料。
56.	Alexandra Hospital	6379 3370 (Medical Social Work Department)	Alexandra Hospital 378 Alexandra Road Singapore 159964	-	www.alexhosp.com.sg/index.php/services/detail/72	Provides medical and psychiatric treatment for victims who sustain injuries due to family violence and their families. Fees apply.	家庭内暴力のため被害が持続する被害者とそ の家族のための医療・心理療法を提供する。有料。

No	名称	電話番号	住所	Email	Website	特徴（英語）	特徴（日本語）
57.	The Counselling Place	6887 3695	7500A Beach Road, #04-323 The Plaza (Nicoll Highway MRT) Singapore 199591	admin@thecounselingplace.com	www.thecounselingplace.com	Provides counseling services in Couple therapy and marriage counseling. Has Japanese language capability. Fees apply.	夫婦療法でのカウンセリングサービスと結婚生活のカウンセリングを提供する。日本語対応可・有料。
58.	Centre for Effective Living	6338 3383	1 Orchard Boulevard #09-04, Camden Medical Centre, Singapore 248649	admin@livingeffectively.com	www.livingeffectively.com	Provides counseling and psychotherapy services for families. Fees apply.	家庭にカウンセリングサービスと心理療法を提供する。有料。

別紙3 日本語対応が可能なカウンセリング機関

No	名称	連絡先
1.	Raffles Japanese Clinic	Address : 177 River Valley Rd Singapore 179030 Phone : (+65) 6311-1190 Email : j-clinic@rafflesmedical.com Website : www.rafflesj-clinic.com
2.	The Counselling Place	Address : 7500A Beach Road, #04-323 The Plaza Singapore 199591 Phone : (+65) 6887-3695 Email : admin@thecounsellingplace.com Website : www.thecounsellingplace.com
3.	Centre for Effective Living	Address : 1 Orchard Boulevard #09-04, Camden Medical Centre, Singapore 248649 Phone : (+65) 6338-3383 Email : admin@livingeffectively.com Website : www.livingeffectively.com
4.	Care Corner Family Service Centre (Tampines)	Address : Block 299B Tampines Street 22 #01-670 Singapore 520299 Phone : 6786 6225 Email : tm.fsc@carecorner.org.sg